

第1章 常用漢字表「(付)字体についての解説」の考え方について (案)

1 当指針の基本的な考え方について

当指針は、常用漢字表（平成22年内閣告示第2号）の「(付)字体についての解説」の内容について、より分かりやすく具体的に説明しようとするものである。近年、漢字の字形に関して、手書き文字と印刷文字との違いが理解されにくくなっていることや、文字の細部に必要以上の注意が向けられる傾向が生じていることを国語施策の課題として捉え、これを改善し、適切な文字をより安心して積極的に用いることができるようにするための指針として活用されることを意図している。

戦後の漢字施策については、当用漢字表（昭和21年11月）、当用漢字別表（昭和23年2月）、当用漢字音訓表（昭和23年2月、昭和48年6月）、当用漢字字体表（昭和24年4月）、当用漢字字体表、常用漢字表（昭和56年10月、平成22年11月）などが、国語審議会及び文化審議会の答申に基づき、内閣告示・内閣訓令によって実施されてきた。これらのうち、漢字の字体に関する考え方を示したものとしては、当用漢字字体表と常用漢字表がある。

当用漢字字体表は、その「まえがき」にあるとおり、「漢字の読み書きを平易にし正確にする」ために「異体の統合、略体の採用、点画の整理などをはかるとともに、筆写の習慣、学習の難易をも考慮した」ものであり「印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させることをたてまえと」していた。ただし、「使用上の注意事項」では、「この表の字体は、活字字体のもとになる形である」とした上で、「これを筆写（かい書）の標準とする際には、点画の長短・方向・曲直・つけるかはなすか・とめるかはね又ははらうか等について、必ずしも拘束しないものがある。」として、次のような例を掲げ、印刷文字の標準として示した同字体表が、筆写の楷書の習慣と一致しない場合があることを示している。

- (1) 長短に関する例
雨雨 商商 戸戸 無無
- (2) 方向に関する例
風風 比比 仰仰
言言言言 ネネ 主主
糸糸 年年
- (3) 曲直に関する例
アア 手手 空空
- (4) つけるかはなすかにに関する例
又又 文文 月月 果果
- (5) とめるかはらうか、とめるかはねるか、に関する例
奥奥 隊隊 公公
角角 骨骨
木木 来来 牛牛 糸糸
- (6) その他
北北 文文
人人 入入 令令
- 当用漢字
- その後、昭和56年

例 その後、昭和 5 6 年の常用漢字表では、主として印刷文字の面から字体の検討が行われ、「印刷字体と筆写字体とをできるだけ一致させる」という当用漢字字体表の方針を進める立場は採らず、「表の見方及び使い方」にあるとおり、「字体は、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて「印刷文字における現代の通用字体」を示し」た。ただし、国語施策における漢字の字体・字形についての基本的な考え方は、当用漢字字体表を引き継いでおり、その内容を説明するために、次に一部を示す「字体についての解説」を付した。

雨 - 雨 雨 戸 - 戸 戸 戸
無 - 無 無

風 — 風 風 比 — 比 比
仰 — 仰 仰
糸 — 糸 糸 禾 — 禾 禾 禾 — 禾 禾
主 — 主 主 言 — 言 言 言
年 — 年 年 年

これは、常用漢字表が「筆写の楷書における書き方の習慣を改めようとするものではない」こと、「明朝体の字形と筆写の楷書の字形との間には、いろいろな点で違いがある」こと等を、具体例によって示したものである。「明朝体に特徴的な表現の仕方があるもの」や「筆写の楷書では、いろいろな書き方があるもの」には、当用漢字字体表に挙げられたよりも多くの例が示され、より具体的なものとなっている。この「字体についての解説」は、平成22年の常用漢字表にも一部を加筆して受け継がれた。

る細部の差異にまで必要以上に注意が向けられ、それが正誤の基準とされたり、漢字を手書きするときの習慣と印刷文字の習慣とが理解されず、どちらかの字形が誤ったものであるとみなされたりするなどの状況が生じている。当用漢字字体表以来、現行の常用漢字表に至るまで、長年にわたって国語施策の一部として示されてきた字体・字形に関する考え方は、その周知が十分でなかったため、社会に定着してこなかったと言わざるを得ない。

文化審議会国語分科会では、上記のような字体・字形に関する社会状況の改善を国語施策の課題であると捉え、現行の常用漢字表の「字体についての解説」に示されている漢字の字体・字形に関する考え方を、改めて分かりやすく説明するために当指針を作成した。手書き文字の字形と印刷文字の字形に関する理解が広がり、細部に必要以上にこだわることなく、適切な文字をより安心して積極的に用いることができる社会の実現に資するものとして、当指針が広く活用されることを期待するものである。

2 常用漢字表における字体・字形等の考え方について

常用漢字表には、「字体」「字形」、また、「書体」「字種」「通用字体」といった語が用いられている。以下、これらの用語が常用漢字表においてどのような意味で用いられているのかを説明する。このうち「字体」「字形」「書体」については、「改定常用漢字表」（平成22年6月7日 文化審議会答申）の「Ⅰ 基本的な考え方」に示された「4 追加字種の字体について」の「（1）字体・書体・字形について」で説明がなされており、以下はその考え方に沿うものである。（なお、当指針における「手書き文字」とは、主として楷書（行書に近い楷書を含む。）で書かれたものを対象としている。）

図1に示したのは、三つの異なった漢字である。私たちがこれらを異なった漢字であると判別できるのは、それぞれの字に点画の数や構成などに関する別々の骨組みがあるのを読み取るからであると考えられる。このような文字の骨組みを「字体」と言う。図1に示した漢字は、それぞれ互いに異なる字体を備えていると認められる。

学 字 宇 図1

一方、図2に挙げた五つの文字は、それぞれ形状に違いがあるものの、通常全て同じ漢字として認識される。それは、五つの漢字全てが同じ骨組みを持っている、つまり、同じ字体を備えていると認められるからである。

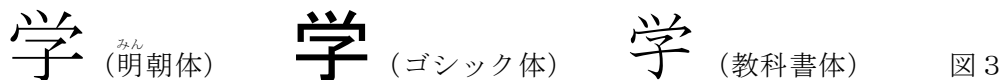
学 学 学 学 学 図2

字体は、文字を見分け、何という文字であるかを判別する際の基準として、また、ある文字として社会的に通用するかどうかの基準として、社会全体で共有されている概念である。字体は、特定の具体的な形ではなく、同じ文字として認識される数多い個別の文字の形状それぞれから抽出される共通項であり、抽象的な概念であると言える。

また、手書き文字、印刷文字（情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。）を問わず、個々の文字の形状のことを「字形」と言う。図2の文字それぞれの形状の違い（長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか等）は、全て字形の違いとして捉えられる。先に述べたように、字体は特定の具体的な形状を持たない抽象的な概念であり、それが目に見える文字として表されるときには、図2のように様々な字形として具現化する。

図2のうちの印刷文字（左端から三つ目まで）は、図3のように、それぞれ、明朝体、ゴシック体、教科書体と呼ばれている。字体を基に具現化された字形には、一定の特徴や様式が現れることがあり、印刷文字で言えば、明朝体、ゴシック体、教科書体などといっ

た体系を形成する。そのような一定の特徴や様式を持った文字の体系を「書体」と言う。
(なお、「字体」と「書体」が混同されて用いられる場合が少なくなく、注意が必要である。)



書体という用語は、図3のような印刷文字のデザインの体系について言う場合と、図4に示すような印刷文字よりも古くから歴史的に形成されてきた体系について言う場合がある。図4に挙げた五つの字形は、それぞれ、篆書体、隷書体、草書体、行書体、楷書体と呼ばれる特徴や様式を持った文字の体系の例である。(現在広く使われている字体を各書体の特徴や様式に合わせて書いたものを含む。)このような書体の違いは、字体の違いに及ぶ場合もある。



なお、「学」と同様に「ガク・まなぶ」と読み、同じ意味を持つ漢字に「學」がある(図5)。「学」は常用漢字として、現在、広く用いられている漢字であり、「學」は一般的には「学」の旧字体などと呼ばれる。(常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」とされる。○ページ参照。)'学'と'學'のように、その字体は異なっても、原則として同じ音訓・意味を持ち、語や文章を書き表す際に文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきた漢字のまとまりを「字種」と言う。字体の違いは、字種の違いとして表れることが多いが、「学—學」のほか「桜—櫻」「竜—龍」などのように、歴史的に同じ字種として複数の字体が用いられてきた例は少なくない。

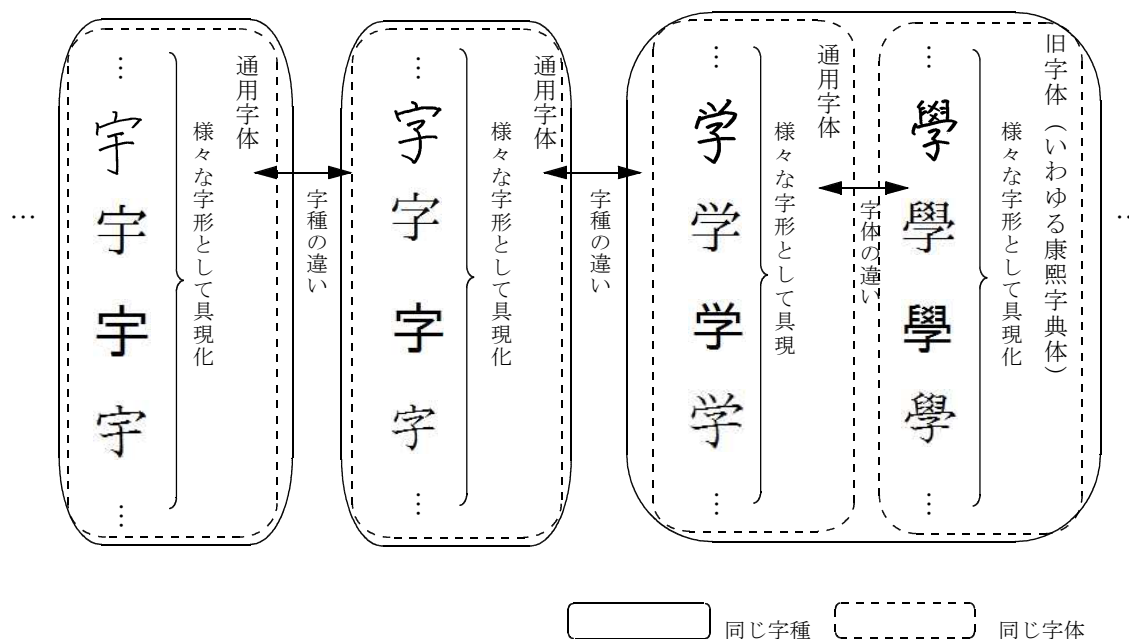


また、常用漢字表に掲出された2,136の字種それぞれには、上記の「学」「桜」「竜」のように、一般の社会生活において最も広く用いられている字体、そして、今後とも広く用いられていくことが望ましいと考えられる字体が、原則として1字種につき1字体のみ採用されており、「通用字体」と呼ばれる。

以上のような関係は、例えば図6のように表すことができる。字体は、文字を見分け、何という文字であるかを判別する際の基準として社会的に共有されている抽象的な概念で

あり、手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、様々な字形として具現化される。同じ字体を備えていても、具現化される字形には、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった相違が表れ得るものであって、そのうち一定の特徴や様式を持った字形の体系は、書体と呼ばれる。また、字体の違いは、字種の違いとして表れることが多いが、「学」と「學」のように、一つの字種が複数の字体を擁する場合もあり、そのうち一般の社会生活において最も広く用いられている字体が、常用漢字表の通用字体として採用されている。

図 6



※ 原則として、字種が違っていれば字体及び字形も相違し、字体が違っていれば字形も相違する。

なお、以下に、常用漢字表におけるそれぞれの用語に関する解説を付した。

解 説

(1) 字体

字体とは、文字の骨組みのことである。

文字の骨組みとは、同一の文字がその文字と認識される枠組みから外れない範囲で、目に映る形で出現するときに生じ得る様々な字形のバリエーションに、一貫して内在している共通項を抽出したものである。ある形を見たときに、人がそれを何かしらの文字として読み取れるのは、そこにその文字特有の骨組みが存在するのを認識するからであると考えられる。このような、文字を見分け、何という文字であるかを識別する際の判断基準となる文字の骨組みを字体と呼ぶ。

字体は、数ある具体的な字形から抽出された共通項であることから、特定の具体的な形状として取り出せるものではなく、抽象的に思い描かれるものであると言える。抽象的な

概念である字体を具現化し文字として機能させるには、表された文字にその文字特有の字体が内在している必要があり、そのことは、文字の正誤を判断する基準にもなると考えられる。

図（１）－アのように、手書き文字の間に表れる違い、手書き文字と印刷文字（情報機器等の画面上に表示される文字を含む。以下同様。）との間の違い、明朝体とゴシック体など印刷文字の書体間の違いなど、漢字には形状（字形）の違いが生じる場合がある。しかし、これらの漢字は、そういった相違を超えて、それぞれ「戸」、「衣」、「空」という漢字としての骨組みを持っていると認識されるのが一般的である。

図（１）－ア

	形状（字形）の違いの例	
手書き文字間の差異		
手書き文字と印刷文字の差異	 （手書き文字）	 （印刷文字）
印刷文字の書体間の差異	 （明朝体）	 （ゴシック体）

このことは、図（１）－イに挙げた例のような、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、などに関する細かい差異についても同様であり、五つの組合せは、それぞれ同じ文字とみなされる。



図（１）－イ

このような認識を可能にするのは、具現化されたそれぞれの文字に、その文字特有の骨組みが内在されているのを読み取るからであると考えられる。字形が違っていても、その形状が当該の文字特有の字体の枠組みを逸脱しない範囲内であれば、その文字として認識することができる。こうした文字の認識は、漢字に限らず、平仮名や片仮名、ローマ字、数字などにおいてもほぼ同様に行われている。

また、ある文字における字体の枠組みの中でその文字が具現化される際の字形のバリエーションは、数限りなく想定され得るものである。図（１）－ウは、同じ漢字を明朝体、ゴシック体、教科書体などの印刷文字で示したものであるが、これらをつつ見比べると、それぞれの形の間には、特に１画目について少なからぬ違いが認められる。しかし、私たちは、このような印刷文字の形状の違いにかかわらず、同じ文字として認識するのが

一般的である。

言 言 言 言 言 図（１）－ウ

このことは、図（１）－エに挙げたような手書き文字においても同様である。複数の人が書いた文字を比べれば、人それぞれの書き方の特徴による違いが見られるであろうし、同一人物が同じ文字を手書きすれば、書くたびに微妙な形の違いが生じることもあろう。そのような違いは、手書きする人の数だけ、あるいは、誰かがその字を手書きする回数だけ生じると言ってよい。しかし、それら実際に具現化された手書き文字それぞれの形状の間に、かなりの違いが認められる場合であっても、その文字における字体の枠組みを外れなければ、同じ漢字として認識することができる。

言 言 言 図（１）－エ

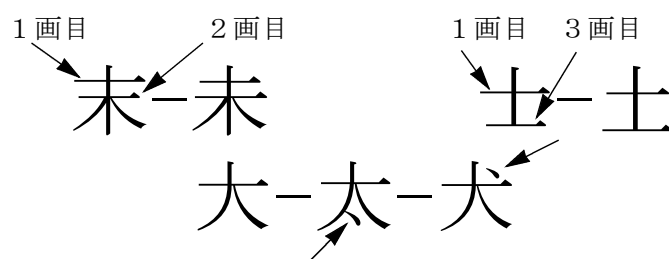
このように、手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、形状に違いがあっても、ある文字をその文字であると判別するのは、目に映る形がその文字特有の骨組みを備えていると認識されるからである。常用漢字表では、図（１）－ウに示した印刷文字と図（１）－エに示した手書き文字について、全て同じ骨組みを備えているとみなし、同一の字体を持った同じ漢字であると考え。例えば、「言」という字の１画目の角度は、図（１）－ウの印刷文字の字形や図（１）－エの手書き文字の字形にも見られたように、２画目の横棒に対しておおむね平行の形から垂直の形まで「言」という漢字の字体の枠組み内にあると認められる（図（１）－オ）。この１画目について言えば、おおむねこの範囲であれば、誤りであるとみなされたり、別の文字であると認識されたりはしない。

1 画目 2 画目 平行 垂直 図（１）－オ

こうした例に見るとおり、文字の形状に違いがあっても、他の文字と混同することがなく、文字の判別に関わるものでなければ、原則として同一の字体とみなし、同じ漢字であるとするのが常用漢字表の基本的な考え方であり、当指針も、この考え方に立って作成されている。

一方、図（１）－カのように、文字間の形状が似ていたり、違いが小さかったりしても、その差異が文字の判別に関わるような場合がある。例えば「未」の１画目と２画目、「土」の１画目と３画目は、その長短を入れ替えれば、それぞれ「未」、「土」という別の漢字として識別される。また、「大」に点を加えることで「太」という別の漢字として、さら

に「太」の点を移動することで「犬」という別の漢字として識別される。このような文字の形状の違いは、漢字の骨組みの違い、つまり、字体の違いにまで及んでいるものである。字形の相違によって、元の字の字体の枠組みの範囲にあると判断されず、別の漢字として認識される例である。



図（１）－カ

また、図（１）－キのように、点画の接し方や数の違いによっては、同じ文字として認識することができず、文字としては認識できないもの又は文字としての役割を果たせないもの、若しくは、別の文字と判断される場合がある。図（１）－ウ及びエの字形は、全て同じ文字として認識できた一方で、例えば、１画目と２画目が「十」のように交わっているような場合には、「言」という文字における字体の枠組みの範囲から外れていると捉えられ、骨組みが異なっていると認識されるのが一般的である。加えて、点画が多かったり、少なかったりすることによって、「言」という文字における字体の枠組みの範囲にはないと判断されることもある。このように、その文字特有の字体の枠組みの範囲にあると認められず、その骨組みに該当するような別の漢字がない場合には、どの文字の字体にも当てはまらず、文字としては認識できないもの又は文字としての役割を果たせないものとみなされることになる。ほかにも、「言」における「計」や「語」のように、ある漢字に点画を加えたり、別の構成要素と組み合わせたりすれば、全く別の字種・字体であると判別される場合もある。



図（１）－キ

なお、字体は、その文字を使う人々によって共有されている必要がある。私たちの脳裏には、漢字それぞれの字体について思い描く形状があり、文字を書く際には、一般にその脳裏にある字体の枠組みから外れないように書き表そうとする。それによって、受け取る側に、意図したとおりの文字として認識してもらうことができ、意味内容が伝わる。逆に、誰かの書いた文字を読み取る時には、目に映った形状を脳裏の字体の枠組みと照らし合わせて、それが何という文字であるかを認識する。これらのことは、原則として、お互いの間で字体が共有されているからこそ成り立つ情報交換である。

また、字体は、その文字がこれまでどのように表されてきたのか、その習慣に基づいて、決められてきたところもある。図（１）－クには、左に手書き文字、右に印刷文字の一例をそれぞれ示した。これらは、手書き文字と印刷文字との間に比較的大きな形状の違いが生じているものの例であるが、通常、３組ともに、同じ骨組みを有する同一の漢字の組合

せとして認識される。これらは、別々の発展を遂げてきた手書き文字、印刷文字それぞれの表し方の習慣を踏まえた上で、同じ字体であると判断されているものである。



ただし、こうした手書き文字と印刷文字それぞれの表し方の習慣について理解されていなければ、もとより正誤に関わる差異ではない形状の違いに基づいて、字体が違っていると受け取られたり、別の文字であると判断されたりすることも起こり得る。

このように、社会において漢字を用いた円滑な情報交換が行われるためには、漢字を用いる人々の間で、字体に関しての一定の考え方が共有されていることが欠かせず、また、そのためには、手書き文字と印刷文字それぞれが、これまでどのように表されてきたのかを理解しておくことが必要である。

（２）字形

字形とは、個々の文字の形状のことである。

これは手書き文字、印刷文字を問わず、目に見える文字の形そのものを言う場合に使われる用語である。別の文字であるということがはっきりと分かるような違いや文字の識別に関わるような違いから、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった細かな違いまで、様々なレベルでの文字の形の相違を字形の違いと言う。

したがって、明らかに字体が違うもの同士の違い、例えば、「花」「鳥」「風」のような別の漢字同士の関係も字形の違いと言うことができる。それぞれの間に字形の違いがあり、それが字体の違いであると認識されるからこそ、別の文字として判別されるのだが、このように形状が明らかに違い、別の文字として判別することが容易であるような場合には、字形の違いが意識されることは少ないと考えられる。

一方、図（２）－アに挙げるような漢字は、細かな字形の違いが文字の判別に影響する例である。これらの漢字は、形状が似ているが、点画の数や長さ等の細部の差異によって、別の字体、ひいては、別の字種であると認識されるため、字形の違いについても注意されやすいと考えられる。



また、図（２）－イに例示したような、同じ字種内における漢字の字体のバリエーションも字形の違いとして捉えることができる。一般の漢字使用においては、常用漢字として掲げられている字体である「学」や「桜」が用いられることが多いが、固有名詞等におい

ては、同じ音訓を持つ「學」や「櫻」の方があえて選ばれる場合がある。これらは、同じ音訓と意味を持つ同字種でありながら、字形の違いに着目して、あえて古い字体が用いられているとも考えられる。(なお、一般的に旧字体などと呼ばれる「學」や「櫻」は、常用漢字表では「いわゆる康熙字典体」と言う。「康熙字典」は、18世紀初め、康熙帝の時代の中国(清朝)で編纂された字典であり、戦前の明朝体活字の設計は、おおむねこれによっていた。)

学-學 桜-櫻 竜-龍 図(2) -イ

ここまでは、字形の違いが、字体の違いに及んでいるような場合について見てきたが、同じ字体を持った漢字が書き表されたり印刷されたりする場合にも、それぞれの間に字形の違いが生じることがある。例えば、図(2) -ウとして改めて示したとおり、手書きの文字の場合には、同一人物が同じ文字を書くたびに生じる微細な違いや、複数の人が同じ文字を書く場合のそれぞれの書き癖等による違いが表れ得る。これらも字形の違いとして捉えられる。同じ漢字の手書き文字と印刷文字との間に生じる違い、明朝体とゴシック体など印刷文字の種類の違いなども同様である。

図(2) -ウ

	字形の違いの例	
手書き文字間の差異	戸	戸
手書き文字と印刷文字の差異	衣 (手書き文字)	衣 (印刷文字)
印刷文字の書体間の差異	空 (明朝体)	空 (ゴシック体)

また、図(2) -エに改めて示したとおり、文字の点画の長短の違い(「雨」)や方向の違い(「仰」)、つける／はなす(「文」)、はらう／とめる(「奥」)、とめる／はねる(「木」)等によって生じる形状の違いのような差異も、微細なものまで含めて、同一字体の枠組みにおける範囲での字形の違いとして捉えることができる。



図(2) -エ

以上のように、字形という用語は、全く別の漢字の形状の違いから、同じ漢字における

とめやはねなどの微細な違いまで、様々なレベルで用いられる。このうち、一般の社会生活において、漢字の字形について問題になるのは、図（２）ーウ及びエで示したような、同じ字体を持った文字同士における字形の違いであることが多い。手書き文字の字形と印刷文字の字形の違いは字体の違いとして捉えられるものではなく、どちらかだけが正しい又は誤りとすべきではない。また、とめ、はね、はらい等の細かな差異についても、字体の違いに及ぶものでなければ、漢字の正誤を左右するようなものとして問題視する必要はない。

（３）字種

字種とは、原則として同じ音訓・意味を持ち、語や文章を書き表す際に文脈や用途によっては相互に入替えが可能なものとして用いられてきた漢字のまとまりのことである。

例えば、「学」と「學」、「桜」と「櫻」、「竜」と「龍」などは、それぞれ同じ字種の漢字として一つにまとめることができる。字種という用語は、一般の社会生活では余り用いられないが、常用漢字表では、「表の見方及び使い方」に「「本表」には、字種2,136を掲げ、字体、音訓、語例等を併せ示した。」とあるとおり、掲出されている漢字を字種として数えている。

常用漢字表の本表には、「桜（櫻）」のように、常用漢字として「桜」が示され、それとともに、明治以来行われてきた活字とのつながりを示すため、丸括弧に入れて、いわゆる康熙字典体である「櫻」が掲げられている。この「桜」と「櫻」を比べたとき、一般的には、同じ漢字であると言われることがある。これは、両者の間に歴史的なつながりがあり、原則として同じ音訓と意味を持った文脈や用途によっては相互に入替えが可能な文字として用いられてきたからである。現在、一般的な漢字使用においては、常用漢字表が掲げる「桜」が用いられるが、「櫻」は旧字体などとも呼ばれ、人名や団体名等の固有名詞に用いられるなど、日常生活においても目にすることがある。常用漢字表では、この「桜」と「櫻」のような関係を「同じ字種」であると言う。「学」と「學」、「竜」と「龍」なども同様の関係である。

一方、「論」と「諭」、「土」と「土」、「末」と「未」のように形が似ている文字も含め、音訓・意味が異なっており、相互に入れ替えて用いることのできない漢字同士は、「別の字種」である。「型」と「形」、「中」と「仲」のように、音訓や意味に共通するところがあるような文字同士であっても、歴史的なつながりがほとんどなく、現在において相互に入れ替えて使われることがないものは、別の字種であるとみなされる。また、常用漢字表に掲げられている「坂」と「阪」、「著」と「着」のように、過去において同じ字種として用いられていたものが、用法の変化によって、現在では、別の字種とみなされるようになってきているような場合もある。

なお、「桜」と「櫻」を「違う漢字である。」と言うこともできるが、これは、両者の字体の違いに着目した場合である。常用漢字表では、同一の字体を持った文字を指す場合に「同じ漢字」と言い、「同じ字種」という言い方と区別している。

(4) 字体・字形・字種の関係

ここまで見てきた、字体・字形・字種の関係について整理する。

字体は、抽象的な概念として思い描かれるものである。手書き文字であるか印刷文字であるかにかかわらず、実際に目に映る文字は、その文字の字体の枠組みの範囲で、長短、方向、つけるか、はなすか、はらうか、とめるか、はねるか、といった細かな違いによる様々な字形のバリエーションとして具現化され得る。常用漢字表では、字形に違いがあっても、その違いが文字の判別に関わらないものであれば、原則としてその文字の字体の枠組み内にあると判断し、同じ漢字であるとみなす立場をとっている。

また、字形とは、具現化された個々の文字の形状のことである。明らかに形状の違う漢字同士の違い、活字の種類による形の違いや手書きした人の癖の表れなども含め、様々なレベルでの文字の形状の異なりは字形の違いとして説明できる。そのうち、一般の社会生活の中で問題になるのは、同じ字体の枠組みの範囲における微細な字形の違いに関する場合であることが多く、当指針においても、そのような意味での字形に関する説明が中心となる。

なお、「学」と「學」、「桜」と「櫻」のように、一つの字種に複数の字体がある場合がある。常用漢字表では、原則として、「桜」と「櫻」、「竜」と「龍」のような関係を「同じ字種」と表現する。一般的には、同一の字種であることを捉えて「同じ漢字」と言うこともあるが、常用漢字表で「同じ漢字」という表現を用いるのは、同一の字体を持った字を指す場合である。

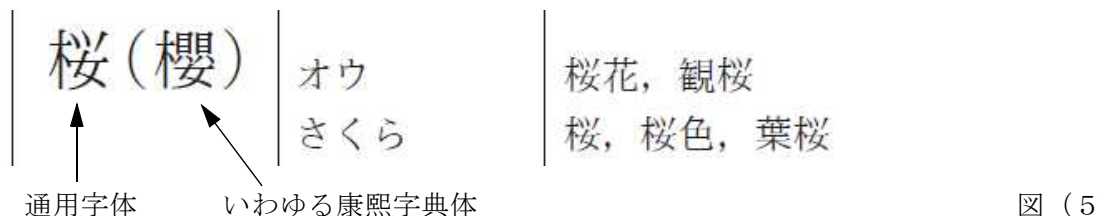
以上、それぞれの字体は、その字体の枠組みから逸脱しない範囲で、様々な字形のバリエーションとして具現化し、一つの字種には字体が複数ある場合があるというのが、3者の関係である。

(5) 通用字体

通用字体とは、常用漢字表がそれぞれの字種を示すに当たって採用した字体であり、一般の社会生活で漢字を使用する際に用いるべき字体の目安としているものである。

2,136の字種から成る常用漢字表は、円滑な情報交換を実現するという趣旨から、原則として1字種につき1字体を採用する考え方に立っており、複数の字体を擁する字種についても、そのうちから一つの字体が選定されている。これを通用字体と呼ぶ。それぞれの字種に掲げられた通用字体は、常用漢字表の適用分野である一般の社会生活において最も広く用いられている字体、そして、今後とも広く用いられていくことが望ましいと考えられる字体を意味している。字体は本来、抽象的な概念として把握されるべきもので、具体的な形状を持つものではない。そのため、常用漢字表は、便宜上、明朝体のうちの一種を例に用いて、具体性を持たせた形で「印刷文字における現在の通用字体」を示している。

なお、常用漢字表では、図（５）のとおり、通用字体のほか丸括弧内に「いわゆる康熙字典体」が示されている。いわゆる康熙字典体は常用漢字の字体ではなく、明治以来行われてきた活字とのつながりを示すため、飽くまでも参考として添えられたものである。



図（５）

（６）書体

書体とは、字体を基に文字が具現化される際に、文字に施された一定の特徴や様式の体系を言う。骨組みとしての字体が具現化し文字として表される際には、例外なく、何らかの書体としての属性を有している。

例えば、図（６）－１のような、印刷文字に用いられる明朝体（縦線を太く、横線を細くし、横画の終筆部にウロコと呼ばれる三角形の装飾を付けるような形にデザインしたもの。）、ゴシック体（点画を一様に肉太にデザインしたもの。）、教科書体（手書きの楷書体に倣ってデザインしたもの。）などの体系を書体と言うことがある。



図（６）－１

また、図（６）－２に示した、篆書、^{てん}隷書、草書、行書、楷書などの体系のほか、店の看板、広告、商品のロゴマークなどに用いられるデザインされた文字の在り方なども書体と言うことができる。これらは、字体の具現化の仕方、骨組みへの肉付けの仕方に一定の体系が認められるからである。ただし、このような書体の違いは、字体の違いに及ぶ場合がある点には注意が必要である。例えば、図（６）－２の篆書体、草書体の字体は、常用漢字表の通用字体とは異なっていると考えられる。

なお、当指針が扱うのは、主として、手書きの文字のうちの楷書（行書に近い楷書を含む。）であり、篆書、隷書、草書、行書は直接の対象としていない。



図（６）－２

3 漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題について

国語分科会漢字小委員会で「手書き文字」の字形と「印刷文字」の字形に関する指針を検討するに当たっては、現在の社会生活において漢字の字体・字形がどのように問題になる場合があるのかを明らかにするため、文化庁が毎年実施している「国語に関する世論調査」で関連の調査を行うとともに、漢字小委員会において、有識者から意見聴取を行った。

(1)「国語に関する世論調査」の結果について (※省略)

(2) 学校教育における漢字指導に関する意見聴取の内容について

有識者からの意見聴取では、まず、学校教育における漢字指導が取り上げられた。学校教育における常用漢字表の扱いについては、かつての国語審議会から現在の文化審議会国語分科会に至るまで、一貫して「別途の教育上の適切な措置に委ねる」ととされている。本指針も学校教育を直接の対象とするものではないが、「国語分科会で今後取り組むべき課題について（報告）」（平成26年2月18日）に、「学校教育への影響、特に学校教育における漢字指導との関係について十分配慮」すべきであることが述べられていること、また、文化庁に、学校で学んだ漢字の字体・字形等についての質問が多く寄せられることなどから、実施したものである。

意見聴取では、学校教育、特に小学校における漢字教育では、学習指導要領に示される「学年別漢字配当表」の字形を標準とした指導を行い、土台を作っていくことが説明されるとともに、下記のとおり示されている文部科学大臣政務官通知（平成22年11月30日）や小学校学習指導要領解説国語編（平成20年6月 文部科学省）において、児童生徒が書く文字を評価する場合については、常用漢字表の前書き部分にある「(付) 字体についての解説」を参考にすることが望ましいとされていることが確認された。

文部科学大臣政務官通知「常用漢字表の改訂に伴う中学校学習指導要領の一部改正
当及び小学校、中学校、高等学校における漢字の指導について（通知）」（平成22
年11月30日・一部抜粋）

改定後の常用漢字表においても、「(付) 字体についての解説」の「第1 明朝
体のデザインについて」や「第2 明朝体と筆写の楷書との関係について」の記載
があることを踏まえ、児童生徒が書いた漢字の評価については、指導した字形以外
の字形であっても、指導の場面や状況を踏まえつつ、柔軟に評価すること。」

小学校学習指導要領解説国語編（平成20年6月 文部科学省・一部抜粋）

(ウ)〔当指針注：小学校学習指導要領の記述「漢字の指導においては、学年別漢
字配当表に示す漢字の字体を標準とすること。〕は、漢字の指導の際には、学習
指導要領の「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準として指導すること
を示している。しかし、この「標準」とは、字体に対する一つの手がかりを示すも

のであり、これ以外を誤りとするものではない。児童の書く文字を評価する場合には、「常用漢字表」の「前書き」にある活字のデザイン上の差異、活字と筆写の楷書との関係なども考慮することが望ましい。

ただし、実際の教育現場においては、学年別漢字配当表の字形や教科書、漢字ドリル等
に示された字形に従い、意識的に細部の差異に注目した指導が行われることがあり、それ
に伴って、指導者ごとに評価の基準が異なるような場合も生じている。これは、上記の文
部科学大臣政務官通知や学習指導要領解説等の内容を踏まえたとしてもなお、特に、小学
校の低学年など、児童生徒の発達段階によっては、「字体についての解説」の内容に沿っ
た指導が難しい場合があり、学習活動における必要性や教育上の配慮によるものであると
の考えも示された。

一方で、評価に当たって踏まえることが望ましいとされている常用漢字表の字体・字形
に関する考え方についての理解そのものが教育の現場で広がっておらず、「字体について
の解説」の内容を知らないままに、指導と評価が行われていることも多いとの指摘がなさ
れた。学習活動における必要性や教育上の配慮とは必ずしも関係なく、学年別漢字配当表
の字形や教科書、漢字ドリル等
に示された字形との細部までの一致が求められ、それ以外
の字形は、誤りとされるような場合である。

また、学校教育における漢字指導が、上記のように漢字の細部の差異に注目してきた理
由の一つとして、先述した入学試験や入社試験、各種の検定試験などとの関係があること
も指摘された。常用漢字表の字体・字形に関する考え方に基づいた漢字指導が行われるた
めには、不特定多数の人が受験するような入学試験や入社試験、各種の検定試験等で漢字の
書き取りを課す際の評価に際しても、常用漢字表の字体・字形に関する考え方に沿った評
価が行われる必要がある。

国語分科会では、この意見聴取で示された現状が、これまで十分に常用漢字表の「字体
についての解説」の内容を周知できなかったことによって生じていること、また、改めて
その周知を行うことを国語施策の課題として捉え直すべきであるということが確認され
た。

当指針は、学校教育における漢字指導の在り方に関して、直接提言等をするものではな
い。ただし、教育上の措置として示されてきた文部科学大臣政務官通知や学習指導要領解
説が取り上げているとおり、特に、漢字の字体・字形に関する評価を行う際には、常用漢
字表の「字体についての解説」の考え方が参考とされるよう、教育関係者をはじめ、入学
試験や入社試験、各種の検定試験等の関係者にその内容を周知し、理解を深めてもらうと
いうのが、当指針の趣旨の一つである。

（３）戸籍等の窓口業務に関する意見聴取の内容について

戸籍等の窓口業務についても有識者からの意見聴取が行われた。戸籍や住民基本台帳等
で扱われる漢字は、ほとんど人名や地名などの固有名詞に関するものであるが、常用漢字
表は固有名詞を対象とするものではない。しかし、窓口において問題になることの多い漢
字の字体・字形についての考え方を国として示しているものは、常用漢字表の「字体につ
いての解説」だけであり、それぞれの窓口業務の現場等においてもこれがよく参照されて

おり、欠かせないものとなっていることが示された。

戸籍や住民基本台帳等に関する官公庁の業務をはじめ民間においても、現在は情報機器の導入により業務が電算化されており、個人の姓名等の記載は、印刷文字として示される場合がほとんどである。そのため、手書き文字との間の習慣による字形の相違をめぐって、窓口を訪れる人との間でトラブルが生じる場合がある。例えば、明朝体で「令」の字形で示される漢字は、手書きの習慣では「令」のように書かれることが多い。しかし、窓口において「令」のように書くと、明朝体の字形との差異から別の漢字であると判断され、印刷文字と同じように書くよう求められるといった事例が報告された。この「令」は義務教育においても「令」の字形で学習しており、学校教育で培われた字体・字形の意識が、社会において通用しない場合があるという見方もできる。この「令」と「令」の間の相違は、筆写の楷書と印刷文字のそれぞれの習慣による違いであり、本来は、問題にする必要のないものであるというのが、常用漢字表の考え方である。(※一部略)

また、窓口業務等において、手書き文字の字形と印刷文字の字形との差異によってトラブルが起きた際には、常用漢字表の「字体についての解説」に具体例が挙げられている漢字であれば、該当の箇所を示すことによって理解してもらえることがあるとの報告があった。ただし、現状では例示が十分ではなく、説明も少ないため、窓口業務においても、より実用性が高く使いやすい参考資料が作成されることに期待が寄せられた。

なお、文化庁では、当指針の作成に資するため、平成27年6月に、全都道府県における人口の最も多い都市（政令指定都市を除く。）及び、全政令指定都市における人口の最も多い区の市民課・区民課等を対象に、窓口業務に際して、字体・字形に関して起きている問題についてのアンケート調査を行った。

(※今後、加筆予定)

4 当指針の対象について

(1) 当指針が対象とする漢字の範囲について

当指針は、常用漢字表に掲げられた2,136の字種を対象とするものであり、表外漢字（常用漢字表に掲げられていない漢字。人名用漢字を含む。以下同様。）については、直接の対象とはしない。したがって、取り上げる具体例等についても、原則として常用漢字表に掲げられた漢字を用いている。

ただし、当指針では、漢字の構成要素となる漢字や漢字の部分を取り上げて説明しているところもあり、そこで取り上げられた構成要素を持っている表外漢字についても、当指針の考え方をを用いることができる場合がある。

例えば、常用漢字表の「(付) 字体についての解説」には、手書き文字の字形と印刷文字の字形との間で、それぞれの習慣に基づく差異が生じるものの一つとして「令」（手書きにおいては「」）が例示されている。当指針においては、常用漢字表に従って「令」について取り上げるとともに、この「令」の形を構成要素の一部として持っている場合（「鈴」「冷」「零」等が該当する。）についての考え方も示している。

同様に「令」の形を構成要素の一部として持っている「」「」「」「」等の表外漢字（このうち「」「」「」は人名用漢字である。）について、当指針では直接取り上げてはいない。ただし、こういった表外漢字についても、当指針が「令」及び「令」を構成要素の一部として持っている常用漢字について示す考え方を援用できる場合があると考えられる。

(2) 当指針の活用が期待される分野について

前節「漢字の字体・字形に関して、社会で起きている問題について」の中でも取り上げたとおり、当指針は、漢字の字体・字形に関連して、社会生活の中で起きている問題に対応するためのものである。

当指針の作成に当たっては、学校教育における漢字指導との関係について検討がなされた。常用漢字表は、昭和56年の国語審議会答申「常用漢字表」から一貫して、「学校教育においては、常用漢字表の趣旨、内容を考慮して漢字の教育が適切に行われることが望ましい。」としつつ、「義務教育期間における漢字の指導については、常用漢字表に掲げる漢字のすべてを対象としなければならないものではなく、その扱いについては、従来の漢字の教育の経緯を踏まえ、かつ、児童生徒の発達段階等に十分配慮した、別途の教育上の適切な措置にゆだねる」という立場をとってきており、今回の指針においてもこの点は同様である。したがって、当指針は、学校教育における漢字指導を直接の対象とするものではない。

ただし、現代の社会生活における漢字使用の中では、学校教育で培われた字体・字形の意識が否定されたり、反対に、社会生活の中では問題視されるべきではない細部の差異などが、教育の現場においては必要以上に厳密に扱われるような状況がある。これらを改善し、学校教育と社会における漢字使用との間の円滑な関係性を築いていくのは、国語施策の責任であろう。「国語に関する世論調査」の結果に見られるような漢字の字体・字形の

正誤等に関する人々の意識の揺れやばらつきは、入学試験や入社試験、各種の検定試験等における漢字の書き取り問題での採点の基準などに影響していることが推測される。さらに、そのような推測に基づいて、学校教育においては、細部に厳密な指導を行わざるを得ない状況があったとも考えられる。

漢字の習得と運用が、学校教育と社会のつながりの中で行われるものである以上、一般の社会生活において、現代の国語を書き表す場合の漢字使用の目安を示す常用漢字表の「字体についての解説」の考え方を社会全体で共有するとともに、教育関係者が持つべき基礎的な国語の知識として改めて見直されることが望まれる。

特に、先述した常用漢字表に関する「別途の教育上の適切な措置」のうち、字体・字形の問題については、学習指導要領とともに、小学校学習指導要領解説国語編（平成20年6月）や文部科学大臣政務官通知（平成22年11月30日）等が示されてきた。その中では共通して、漢字指導における評価に当たって、常用漢字表の「字体についての解説」を参考とすることが望ましいとされている。（※一部略）

当指針は、「字体についての解説」を整理し直し、より分かりやすく提供することで、その内容の周知を図ろうとするものであり、社会全体で共有すべき漢字の字体・字形に関する目安として、教育関係者が常用漢字表の考え方について理解を深める上で活用されること、また、不特定多数の受験者を対象とするような入学試験、入社試験、各種の検定試験等における評価に当たっての基準として活用されることなどが期待される。

また、前節で見たとおり、日常の社会生活においては、特に、行政機関や金融機関等を訪れた人が、窓口で姓名や住所等を記載する際などに漢字の字体・字形に関する問題が生じることがある。

常用漢字表は、本来、固有名詞を対象とするものではない。加えて、人の姓名に用いられる漢字には、人名用漢字をはじめとする表外漢字が多数あり、その業務に関わる漢字のうち、常用漢字表の範囲は一部である。

しかし、戸籍や住民基本台帳等に関する窓口業務の現場で字体・字形に関する問題が生じた際には、これまでも、常用漢字表の「字体についての解説」が参照されてきたということが報告されている。特に、窓口を訪れる人が明朝体のデザイン差や筆写の楷書と明朝体における表し方の習慣の違いなどについて疑問を持った際には、常用漢字表の説明を示すことで解決することが少なくない。意見聴取の中でも「令」の字形について疑問を持った市民に対して、「字体についての解説」を示しながら説明することによって、手書き文字と印刷文字の習慣の違いが理解されたという実例が示された。

現行の常用漢字表の「字体についての解説」には例示が少なく、また、その考え方をどこまで援用できるかどうかについての言及もない。当指針は、飽くまでも常用漢字表を対象とするものであるが、これまでよりも取り上げる具体例を増やすとともに、漢字の構成要素に注目した説明を施すことで、表外漢字について考える際にも参考となるよう配慮したものである。窓口での書類の記載等において、漢字の字体・字形に関する問題が起きた場合には、より実用性の高い参考資料として用いられることが期待される。

戸籍や住民基本台帳に関する窓口業務においては、常用漢字表における字体・字形

の考え方とは異なった取扱いがなされる場合もある。

例えば、常用漢字表では、印刷文字に２点しんにゅう（「」）が用いられている字であっても、手で書くときには、点は１点で書く（「」）と書くこととされているが、窓口業務では、申請者が手で記載する際にも、１点しんにゅう（「」）と２点しんにゅう（「・」）との書き分けが行われる場合がある。

このように、字体・字形の取扱いに関する考え方の違いがある場合について、当指針は、戸籍・住民基本台帳等の業務の現状を改めることを要請するものではない。

5 「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）との関係について

（１）「漢字を手書きすることの重要性」（「改定常用漢字表」）の概要

「改定常用漢字表」（平成２２年６月７日 文化審議会答申。以下、「答申」という。）の「Ⅰ 基本的な考え方」「１ 情報化社会の進展と漢字政策の在り方」の「（４）漢字を手書きすることの重要性」では、漢字を手で書くことを、「漢字の習得及び運用面との関係」という点と「手書き自体が大切な文化である」という点との二つの側面から整理している。

前者については、「書き取り練習の中で繰り返し漢字を手書きすることで、視覚、触覚、運動感覚など様々な感覚が複合する形でかかわる」ため、それによって「脳が活性化されるとともに、漢字の習得に大きく寄与する」こと、また、そのような習得が「漢字の基本的な運筆を確実に身に付けさせるだけでなく、将来、漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結び付く」という考え方を示している。

また、後者については、情報機器が普及する中でも、漢字を手書きする機会が今後もなくなることはないと考えている人が多いこと、また、手書きの文字には、書き手の個性が表れること等を踏まえ、「〈手で書くということは日本の文化としても極めて大切なものである〉という考え方を社会全体に普及していくことが重要」であり、「情報機器が普及すればするほど、手書きの価値を改めて認識していくことが大切である」としている。

（２）「国語に関する世論調査」に見る、文字を手書きすることについての日本人の意識

（※省略）

（３）漢字を手書きすることと字体認識能力の関係について

答申では、漢字を手書きすることの意義として「漢字を正確に弁別し、的確に運用する能力の形成及びその伸長・充実に結び付く」ことが記されている。手で書く機会が減り、情報機器を利用して漢字を書くことが多くなったものの、その際に必要となる複数の変換候補の中から適切な漢字を選択する能力も、習得時の書き取り練習の繰り返しにより身に着けた種々の感覚の一体化によって獲得されるものであり、漢字を手書きすることなくしては、漢字の運筆や図形弁別の根幹となる、認識し識別し判断する力などを育てることが難しいというのが答申の考え方である。このうち、漢字を正確に弁別する上での根幹となる能力は、文字が備えている字体を認識する力である。

ある漢字を何度も手書きすれば、その都度、書かれた文字の見た目には、多かれ少なかれ差異が生じる。言い換えれば、同じ字体を備えた文字がそれぞれ別の字形で具現化するということになる。字体は、数ある具体的な字形から抽出された共通項であることから、一定の具体的な形状として取り出せるものではなく、抽象的に思い描かれる概念である。漢字を手で書くことは、それぞれ差異のある個別の具体的な字形を繰り返し出現させることであり、それぞれの字形から、共通する字体を把握することになると考えられる。また、漢字の字体を覚えようとしたり、思い出そうとしたりするような際に、実際に紙に書かず、空中で手や指を動かして漢字をなぞるような行為を目にすることがある。これも、漢

字の骨組みを確認しようとする行為であると考えられる。字体認識の力を養う上で、手を動かして書くということが有効であると感じている人は多く、「国語に関する世論調査」では、「漢字を習得する上で、どのようなことが役に立ったか」という問いに対して、平成14年度には74.3%、18年度には68.9%の人が「何度も手で書くこと」を選んでおり、それぞれ、最も多くの人を選択された回答であった。

このことは、手で書かれた文字を読み取る際にも同様であると考えられる。印刷文字に比して、手書き文字における字形の違いはより多様になる。印刷文字を読むだけでなく、手書き文字に多く触れ、その字体の骨組みを読み取ることを繰り返すことによって、字体認識の力はより高まることが推測される。

以上のとおり、漢字を手書きする習慣に関しては、それぞれの漢字を繰り返し具体的に手で書き表すことによって、また、差異の幅の大きい手書き文字に多く触れることによって、文字の骨組みを読み取る力、字体認識の力を効率的に会得していく機会となっていると考えられる。

（４）漢字の運用における「手書き」について

（※一部略）情報の保存や伝達のための手段という観点からは、手書き文字ではなく、印刷文字を用いる方が再現性が高く正確を期することができる。しかし、実際の人と人との関係においては、手で書かれた文字そのものに、印刷文字にはない付加的な価値が期待される面がある。手で書かれた文字の方が喜ばれる場合があるというのは、漢字の運用における手書き文字の特徴とみなすことができよう。この、手書き文字に期待される「印刷文字にはない付加的な価値」のうちには、その文字を書く人の個性や情感、考えや気持ちの表れ、また、わざわざ掛けられた手間への有り難みなどがある。さらには、芸術的な表現や装飾的な働き、書かれたものの唯一無二性などもあり、これらは、人と人とのコミュニケーションにおける手書き文字の機能であるとも考えられる。

また、漢字の運用における手書きには、実用面においても優れている場合がある。情報化社会の進展によって、手書きの機会が以前よりも少なくなっているとは言え、日常生活においては、手書きの方が効果的かつ機能的である場合がある。例えば、契約書を交わす際やクレジットカードの使用時などにおける署名、電話の内容の記録や伝言などのメモ書き、手帳へのスケジュールの記入等は、現代の生活において欠くことのできないものであり、また、手で書くことを通して何かを覚えたり、思考を深めたりする習慣も広く行われているものである。さらに、タブレット端末などの情報機器への手書き入力の精度も以前より高くなっており、今後の活用が期待される。これら手書きの実用面の効果や機能を整理することによっても、手書きの重要性を捉え直すことができると考えられる。

（５）文化としての「手書き」について

当指針作成の趣旨は、「手書き文字の字形」と「印刷文字の字形」に関して、社会生活の中で生じている漢字使用に伴う諸状況適切に対処するためである。現在、私たちは印刷文字を中心とした文字生活を送っており、手書きされた文字に触れる機会が少なくなっている。そのため、かつては共有されていた使用する漢字についての知識、例えば、印刷文字で「令」という形で示される漢字は、手書きする場合には「」という字形で書かれ

ることがあるといったことが、印刷文字中心の文字生活の中で理解されにくくなっているだけでなく、手で書くことから情報機器のキーボードをたたいたり、画面を指でなぞったりするだけという書記行為への変化や、それに伴って、いわゆる絵文字や顔文字のように字体の認識とは無関係な素材までが文字と呼ばれ広く気軽に用いられるようになっている状況など、「書くこと」や「文字」の概念そのものに変化や揺れが見られる。答申が言う文化としての「手で書くということ」は、このまま推移すれば更に変質していくとも考えられる。

当指針は、印刷文字を中心とした現代の文字生活においても、文字を手で書くこと及び読み取り理解することがより円滑に行われるよう方策を立てることを狙いの一つとしている。(※一部略) 文字を手書きする機会と同様に、手で書かれた文字を読む機会も少なくなっており、学校教育においてさえも、児童生徒の目に触れるのは印刷文字が中心であり、黒板への手書きさえ電子黒板等の使用に移行しているような場合もある。このような社会状況を踏まえると、手書きが大切な文化であるということを普及、定着させるには、ただ重要性について声を大にするだけではもはや不十分であり、手で書くという習慣を維持するための具体的な方策が必要となっているのではないかというのが当指針の認識である。

その一方で、手書きの文字の細部の在り方にこだわるなど、文字の形状の正確さを注意深く求めようとする考え方も見られる。このような考え方は、ときとして、何らかの規範となる文字の形状に合わせて手書きすることへの傾注として現れる場合がある。その結果として、手本として示された字の形状だけを正しいとする考え方や、手書きする際にも活字のとおりには書かなくてはいけないという考え方が世の中では生じてきている。文化庁には、例えば、「右」の1画目の「ノ」と「口」は接触するのかもしれないのか、「白」の1画目の「ノ」は「日」の左の縦画の上端と上部の横画の途中のどちらに接触するのが正しいのかといった、文字の字形における微細な差異を問題とする問合せが少なからず寄せられている。文字の細部を何らかの一定の規範とされる字形に合わせてようとする考え方を推し進めれば、手書きすることに萎縮し、揺れの少ない印刷文字の字形を用いる方に安心を覚える人が増えていくということも考えられよう。

また、現代の日本で用いられている漢字の字体・字形が、手書きすることによって形成され、維持されてきたという点にも注意すべきであろう。手書きにおいては、点画を組み合わせていく上で、順序や方向性があり、動きの中で字形が表される。しかし、手書きする機会が減り、それ自体は既に出来上がった状態とも言える印刷文字ばかりに触れるようになれば、幾つもの点画が重なり合っている漢字の形状を動的な存在、つまり順序や方向性を持つものとして捉えることが難しくなろう。ひいては、手書きという身体の動きの中で把握されてきた漢字の字体・字形の理解が維持できなくなり、漢字を、ただの複雑な模様のようなものとしてしか捉えられなくなるおそれもある。(※一部略) 現状に危機感を抱き、国民の誰もがどの年代においても、意識的に手書きをし、手書き文字に触れる機会を得やすくするような方策を立てることは、差し迫った課題である。

(※一部略) 字形の細部に必要以上にこだわることで文字を手書きすること自体を萎縮させてしまうことなく、適切な文字をより安心して積極的に手書きできるような状況を社会に定着させることが、将来にわたって漢字をはじめとする文字に親しみ、手書き文化を、ひいては、手書きと切り離すことのできない漢字の字体・字形に関する理解を維持するた

めに必要であると考ええる。

6 正誤の基準と「美しさ，巧みさ，丁寧さ」などの観点について（未）